

知多市告示第 1 2 6 号

知多市後期高齢者福祉医療費給付要綱（平成 2 0 年知多市告示第 2 3 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

知多市長 伊 藤 清一郎

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 2 項を削る改正規定は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 1 0 条第 1 項の規定は、この要綱の施行の日以後に受けた医療に要する費用の請求について適用し、同日前に受けた医療に要する費用の請求については、なお従前の例による。

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
(受給者証の交付) 第5条 この要綱による後期高齢者福祉医療費（以下「医療費」という。）の支給を受けようとする<u>受給資格者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「令」という。）第6条第3項に規定する精神障害者保健福祉手帳3級所持者を除く。）</u>は、あらかじめ、後期高齢者福祉医療費受給者証交付申請書（第1号様式）及び同意書（第2号様式）に受給資格者であることを証する書類を添えて市長に申請し、この要綱による医療費の支給を受ける資格を証する後期高齢者福祉医療費受給者証（第3号様式。以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。 第2項から第5項まで （略） (受給者証の更新) 第6条 （略） (削る) (医療費の請求)	(受給者証の交付) 第5条 この要綱による後期高齢者福祉医療費（以下「医療費」という。）の支給を受けようとする<u>受給資格者は、あらかじめ、後期高齢者福祉医療費受給者証交付申請書（第1号様式）及び同意書（第2号様式）に受給資格者であることを証する書類を添えて市長に申請し、この要綱による医療費の支給を受ける資格を証する後期高齢者福祉医療費受給者証（第3号様式。以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。ただし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「令」という。）第6条第3項に規定する精神障害者保健福祉手帳3級所持者を除く。</u> 第2項から第5項まで （略） (受給者証の更新) 第6条 （略） <u>2 受給者は、受給者証の有効期間が満了したときは、当該受給者証を、速やかに、市長に返還しなければならない。</u> (医療費の請求)

改正後	改正前						
第 1 0 条 第 8 条第 3 項の規定により市長から支払を受ける医療機関等は、<u>診療報酬明細書</u>を市長に提出するものとする。 2 (略) 第 3 号様式 (第 5 条関係) <table><tr><td><u>公 費 負 担 者 番 号</u></td><td></td></tr><tr><td><u>受 給 者 番 号</u></td><td></td></tr></table>	<u>公 費 負 担 者 番 号</u>		<u>受 給 者 番 号</u>		第 1 0 条 第 8 条第 3 項の規定により市長から支払を受ける医療機関等は、<u>後期高齢者福祉医療費請求書</u>を市長に提出するものとする。 2 (略) 第 3 号様式 (第 5 条関係) <table><tr><td><u>受 給 者 番 号</u></td><td></td></tr></table>	<u>受 給 者 番 号</u>	
<u>公 費 負 担 者 番 号</u>							
<u>受 給 者 番 号</u>							
<u>受 給 者 番 号</u>							